

令和5年度長野県障がい児等療育支援事業委託業務プロポーザル実施要領

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年2月21日

長野県長野保健福祉事務所長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度長野県障がい児等療育支援事業

注：公募手続き及び契約の締結、業務は各圏域の保健福祉事務所ごと実施となります。

(2) 業務の目的

長野県障がい児等療育支援事業は、在宅障がい児（者）及び医療的ケアを要する児童、疾病若しくは発達特性に起因して生活に困難を有する児童等、又はそれらの家族等（以下、「障がい児等」という。）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的療育指導、相談等が受けられる療育支援機能の充実を図るとともに、各種福祉サービス等の利用調整等を行い、もって障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

各圏域の障がい者総合支援センター等に療育コーディネーターを配置し、障がい児等に対して訪問又は外来の方法により相談対応、指導等を行うとともに、障がい児の支援を行う事業所、保育所、学校等に対しても支援、指導を行います。また、特に発達障がいに関し、発達障がい者支援センターと連携をとりながら圏域の支援者の資質向上のための各種支援を行います。

(4) 仕様等

別添『令和5年度長野県障がい児等療育支援事業仕様書（案）』のとおりです。

（仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、圏域ごとの状況に応じ、契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、御了承ください。契約後の仕様変更については、その都度委託者から協議させていただきます。）

(5) 業務の実施場所

各圏域の障がい者総合支援センター又は総合支援センターに準じて圏域の療育支援施設として機能する場所に療育コーディネーターを配置して実施するものとします。

(6) 履行期間又は履行期限

契約の日から令和6年（2024年）3月31日

(7) 業務の実施範囲及び費用の上限額

下記のとおりです。（消費税額及び地方消費税の額を含む）

消費税率が引き上げされても、上限額及び契約額の変更はありません。

| 圏域 | 活動区域（市町村） | 予定額（上限額） |
|----|----------------------------------|--------------|
| 長野 | 主に北部（長野市北部、須坂市、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町） | 10,560,185 円 |
| | 主に南部（長野市南部、千曲市、坂城町、小川村） | 10,143,325 円 |

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 契約日の時点で、県または市町村から下記いずれかの事業所指定を受けている法人であること。
 - ア 指定障害児相談支援を行う事業所（児童福祉法）
 - イ 指定障害児通所支援を行う事業所（児童福祉法）
 - ウ 指定障害児入所支援を行う施設（児童福祉法）
- (7) 長野県内に本店を有し、かつ事業を実施しようとする圏域の保健福祉事務所管内で上記の事業を実施する法人であること。
- (8) 療育コーディネーターとして障がい児の発達及び療育に精通し、関係機関との連携体制を構築できる者を配置できること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（令和 5 年 3 月 3 日（金）午後 5 時）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書（様式第 3 号）
 - ②応募要件具備説明書類総括書及び総括書に添付すべき書類（様式第 3 号の附表及び誓約書）
- (2) 提出期限 **令和 5 年 3 月 3 日（金） 午後 5 時（必着）**
- (3) 提出方法 郵送又は持参により、各圏域の保健福祉事務所福祉課まで提出してください。（提出先は下記 11 を参照。なお、郵送の場合は、電話で到達確認をお願いします。）
- (4) 応募資格要件の審査
 - ①提出された参加申込書及び添付書類に基づき、応募資格要件の審査を行います。
 - ②必要に応じて、参加申込書提出者に対しヒアリングを行います。
- (5) 応募資格要件を満たさない者に対する理由の説明

①県は参加申込書提出者のうち、要件を満たさないため提出者として該当しなかった者（以下、「非該当者」という。）に対してのみ、令和5年3月14日（火）までに非該当理由を書面により通知するものとします。

②非該当者は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下、「休日」という。）を含まないものとする。）以内に、書面（様式自由）により県に対して非該当理由について説明を求めることができるものとします。

③県は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内により書面により回答するものとします。

4 不明な点がある場合の質問の受付期限、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付期限 令和5年3月10日（金） 午後5時まで
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メールにより各圏域保健福祉事務所福祉課（下記11参照）まで送付してください。なお、提出した場合は、必要に応じて到達の確認を電話にて行ってください。
- (4) 回答方法 質問者に電子メールにて回答します。また、書類作成、提出に関する一般的な事務手続に関する質問は、随時長野県公式ホームページに質問及び回答を掲載します。ただし、選定審査に関する質問には回答できません。

5 説明会等

| 圏域 | 説明会開催日等 | ホームページアドレス等 |
|----|---------|---|
| 長野 | 開催しません | https://www.pref.nagano.lg.jp/nagaho/ (長野保健福祉事務所ホームページトップ) |

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書（様式第8号）
 - ②令和5年度障がい児等療育支援事業企画提案書（様式第8号の附表1）
 - ③配置予定者経歴書（様式第8号の附表2）
 - ④障がい児等療育支援事業経費計画書（収支予算書）（様式第8号の附表3）
 - ⑤社会福祉法人等の定款又は寄付行為の写し（長野県からの事業所指定を受けていない法人のみ）
- (2) 提出部数 6部（原本1部、コピー5部）
- (3) 提出期限 令和5年3月17日（金） 午後5時（必着）
- (4) 提出方法 郵送または持参により、各圏域保健福祉事務所福祉課まで提出してください。
（提出先は下記11を参照。なお、郵送の場合は、電話で到達確認をお願いします。）

7 審査

見積業者の選定は、各保健福祉事務所において企画提案審査委員会を構成し、審査の上、最高点となった者を選定します。なお、審査の合計点数が審査委員の数に30を乗じた数に満たない場合は、選

定しません。

- (1) 審査対象 提出書類を審査の対象とします。また、2者以上の応募があった場合はプロポーザル審査会を開催し、審査会でのプレゼンテーションを審査対象に含めます。
- (2) 審査基準 別添、令和5年度障がい児等療育支援事業企画提案審査基準表（様式第9号）のとおりです。
- (3) 審査会 2者以上の応募があった場合は審査会を開催します。（3月20日～3月22日の間いずれか1日の予定）
開催する場合、開催日、開催場所、開催時間等については各圏域保健福祉事務所福祉課から対象者に対して連絡します。
- (4) 選定者、非選定者への通知および公表に関する事項
 - ①企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。
 - ②上記①以外の者に対して選定されなかった旨及び選定されなかった理由を見積業者非選定通知書により通知します。
 - ③見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案書審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、各圏域保健福祉事務所福祉課において閲覧に供します。
- (5) 非選定理由に関する事項
 - ①上記(4)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により非選定理由について説明を求められます。
 - ②非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
 - ③非選定理由の説明請求は、郵送または持参により各圏域保健福祉事務所福祉課まで提出してください。
（提出先は下記11を参照。なお、郵送の場合は、必要に応じて電話で到達確認をお願いします。）

8 契約書（案）

別添契約書（案）のとおり。ただし、契約書（案）の内容は現時点での予定であり、契約にあたって、当事者間の協議に基づき変更される場合がありますので、御了承ください。

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を各圏域保健福祉事務所長に対して提出するものとします。
（提出先は下記11を参照。なお、郵送の場合は、必要に応じて電話で到達確認をお願いします。）
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退

届（様式任意）を提出してください。

- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 その他留意事項

- (1) 参加申込書及び企画提案書は複数提出することはできません。
- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書の内容は、変更することができません。
- (3) 提出された参加申込書及び企画提案書その他添付書類は、返却しません。
- (4) 参加申込書及び企画提案書、その他添付書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外の用途には提出者に無断で使用することはありません。
- (6) 参加申込書及び企画提案書、企画提案の内容に虚偽の記載があった場合、選定後であっても失格とします。
- (7) 令和5年度障がい児等療育支援事業の実施にあたっては、県の令和5年度予算の成立が前提条件となります。

前提条件が満たされない場合、見積業者となった場合でも事業を実施できない場合がありますので、このことについて御了承の上、選考への参加をお願いします。

11 問い合わせ先、各書類の提出先

長野圏域の申込書等提出先は下記のとおりとなります。

| 圏域 | 保健福祉事務所担当 | 住所等 | 連絡先(3行目はE-mailアドレス) |
|---------------|----------------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 長野 (北部、南部) | 長野保健福祉事務所 福祉課福祉第二係 (担当) 倉井 | 〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1 | TEL:026-225-9057 |
| | | | FAX:026-223-7669 |
| | | | nagaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp |